

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美深町は、西部に天塩山地、東部に函岳を主峰とする北見山地に囲まれた盆地を形成しており、豊かな森林に恵まれ総面積の85%が山林・原野で占められ、天塩川に注ぐ大小河川によって肥沃な大地が広がっている。これらの森林資源と、大小の河川がもたらした肥沃な農耕適地によって開け、農業と木材産業の町として栄えてきた。

人口を見ると、昭和35年の1万4,046人をピークに減少し、平成27年には4,678人となり最盛期の3分の1まで減少している。

従事者別の産業構造は、飲食・宿泊・小売業・サービス業等の第3次産業が最も高く63.86%となり、次いで農業・林業等の第1次産業が23.80%、建設業・製造業等の第2次産業が12.34%となっている。

町内企業者の91%を占める中小企業者（卸小売・飲食業・サービス業・建設業等）も、人口の減少と高齢化とともに、最盛期である昭和55年には313事業者となっていたが、平成27年には207事業者となり最盛期の3分の2まで減少し、就業者数も平成22年には2,379人であったが、平成27年には2,295人と84人が減少しており、加えて近隣市町村への高速道路網の整備や、隣接市への大型店出店による消費流出により、後継者不足や地域における活力の減退を招いている状況にある。

このことから、農畜産品などの活用による商品開発や新たな需要を掘り起こすことが必要となっている。

(2) 目標

美深町の中小企業者は、人口の減少に伴う従事者数の減少や高齢化が深刻な状況にあるが、労働生産性を高め、販路開拓や地域資源を生かした特産品開発などにより経営体質強化を促していく必要がある。

そのためには、町による商工業支援だけではなく、固定資産税の優遇措置や国のものづくり補助金等により、設備投資資金の調達に不安を抱える中小企業者に対し先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指していく。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美深町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在している状況ではないため、幅広い設備において生産性の向上を図る必要がある。そのため、本計画において対象とする設備については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

美深町は中央を国道40号が縦貫し中心市街地が形成されており、卸小売や飲食業、サービス業等が営まれているが、幌加内を経て札幌市に至る国道275号線や道道7路線が雄武町、枝幸町、名寄市などに接続しており、製造業においては市街地のみならず、その他の地域にも立地するなどして点在している。

このことから、町全域において生産性を向上させる必要があることから、美深町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

美深町の産業構造はひとつの産業に偏在している状況ではないため、本計画による対象とする業種は全職種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発や、自動化の推進とIT導入による業務の効率化、さらには大都市圏への販路拡大など多種多様な取り組みが考えられるため、本計画における対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業者全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

従業員の人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域経済への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。